

宇都宮市監査委員告示第13号

地方自治法第242条第1項の規定により、平成19年9月14日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年11月8日

宇都宮市監査委員 五井 潤 治夫

同 川村 壽文

同 山崎 守男

同 南木 清一

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出日

平成19年9月14日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

宇都宮市教育委員会（以下「市教委」という。）は平成18年度に富士山台遺跡発掘調査を行ったが、同遺跡は平成10年～12年頃に鹿沼土・赤玉土を採取した際に破壊されている。宇都宮市はこの事実を、平成14年度に実施した地権者及び埋め戻し業者に対する聞き込み調査並びに平成15年度に実施したボーリング調査により確認している。

遺跡が破壊されていることを知りながら、遺跡発掘調査を行ったことは、地方自治法に定める「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」（第2条第14項）との規定に違反し、違法かつ不当である。

(2) 措置請求

宇都宮市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）に対し、遺跡発掘調査に要した費用のうち 524,400円の返還を勧告するよう求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成19年10月1日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容から判断し、監査対象事項を、平成18年度に行われた富士山台遺跡発掘調査の必要性とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を教育委員会事務局文化課及び市民生活部生活安心課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年10月12日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

この際に新たな証拠として、①市文化課撮影の写真1枚（平成18年度確認調査時に撮影）、②「土壌調査の結果について（報告）」と題する、平成16年8月20日付、斎場整備推進室作成の文書の写し、③富士山台遺跡に係る「確認調査結果通知書」の写しが提出された。

また、この際に、監査結果の公表に際しては請求人に関する個人情報を公開しないことを要望する旨の発言があった。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関わる資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成19年10月12日に教育次長、教育委員会事務局副参事（文化振興担当）、文化課長、同課長補佐、同課文化財保護グループ係長、市民生活部長、同部参事（斎場整備担当）、生活安心課長、同課斎場整備推進室長、同室事業推進グループ係長等から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 埋蔵文化財保護制度の概要について

ア 埋蔵文化財及び埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」〔文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第92条第1項〕であり、遺構、遺物等を総括する用語である。

埋蔵文化財包蔵地とは、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地」（法第93条第1項）であり、一般には遺跡と呼ばれる。

法第95条第1項は、「国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。」と定めており、これを受けて本市では、昭和58年度に市全域を対象に遺跡の分布調査を実施して、その結果を分布地図にまとめ、周知を図った。また、平成9年度に栃木県教育委員会（以下「県教委」という。）が県内全域の分布地図を作成したことから、現在はこの地図を用いて周知を図っているところである。

イ 埋蔵文化財包蔵地を発掘する際の届出・通知

開発事業等の目的で、埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする者は、県教委に事前に届け出なければならない（法第93条第1項、同第184条第1項第6号及び同法施行令第5条第2項）。届出を受けた県教委は、届出者に対して埋蔵文化財の保護上必要な事項を指示することができる（法第93条第2項、同第184条第1項第6号及び同法施行令第5条第2項）。

ただし、国の機関や地方公共団体等が、開発事業等により発掘する場合は、届出ではなく通知をしなければならない（法第94条第1項、同第184条第1項第6号及び同法施行令第5条第1項第5号）。通知を受けた県教委は、通知者に対して埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる（法第94条第4項、同第184条第1項第6号及び同法施行令第5条第1項第5号）。

ウ 埋蔵文化財包蔵地における文化財保護上必要な調査

上記の指示や勧告の内容としては、分布調査、試掘調査、確認調査及び本発掘調査の実施がある〔「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9

月29日庁保記第75号 文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知。以下「次長通知」という。)及び「栃木県埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準について」(平成12年2月15日文財第605号 県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。))より市町村教育委員会教育長あて通知。以下「県発掘基準」という。)を根拠とする]。

これらの各種調査の内容は下表のとおりである。

分布調査	埋蔵文化財包蔵地の有無、あるいは範囲を把握するための現地調査で、地面を掘り下げず、地表面から観察できる土器や石器などの散布状況や周辺の地形などを考慮して判断する。所在調査ともいう。
試掘調査	地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査。概ね事業施工予定区域の1%の面積を調査することが好ましい。
確認調査	埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査。概ね事業施工予定区域の10%の面積を調査することが好ましい。 今回、富士山台遺跡において実施されたのは、この調査である。
本発掘調査	試掘調査や確認調査の結果、事業施工予定区域内に埋蔵文化財が存在することが判明し、地区除外等による現状保存の措置がとれない場合に、その埋蔵文化財を記録として保存するために行う発掘調査。 今回、富士山台遺跡における確認調査の結果、発見された古墳について実施されたのは、この調査である。

(2) 富士山台において実施された各種調査について

ア 富士山台遺跡の概要

富士山台遺跡は、宇都宮市上欠町1127番地外に所在する埋蔵文化財包蔵地であり、その概要は、「宇都宮市埋蔵文化財等遺跡詳細分布確認調査報告書 宇都宮の遺跡」(昭和58年度)によれば、下記のとおりである。

- ・種別 … 集落跡
- ・時期 … 縄文・奈良・平安
- ・現状 … 山林・畑

なお、畑中から縄文土器片、須恵器片及び土師器片等が検出されるが、山林中に遺跡が広がるもようで、規模は明確にし得ない。

イ 文化課による採掘の確認及び指導

平成10年4月頃、匿名の市民から文化課へ、富士山台遺跡において土地の掘削が行われているとの通報があった。これを受けて文化課では、職員を現場に派遣したところ、重機を用いた掘削が行われていた。現場において採掘業者から事情を聴取したところ、当該掘削は赤玉土(関東ローム)及び鹿沼土の採掘が目的であったが、法第93条第1項に定める事前の届出がなされていない違法な掘削であった。

その後、4月21日及び22日の2日間、緊急に調査を実施したところ、縄文時代の土器片約20片と火を焚いた痕跡等を確認し、記録した。

また、採掘業者に対し今後の採掘について尋ねると、これ以上採掘する範囲を広げる計画はないとの回答があったため、今後採掘する際には事前に届け出るよう口

頭にて指導し、採掘業者の同意を得た。

ウ 市民生活課による地権者及び施工業者からの聞き取り

平成14年2月頃、市民から、新斎場の建設候補地である富士山台に産業廃棄物が不法投棄されているとの通報があった。

これを受けて市民生活課（当時）では、同年3月頃、事実関係の確認のため、関係者（地権者及び施工業者）からの聞き取りを実施したが、赤玉土や鹿沼土を採掘した後を土砂で埋め戻したことを確認したものの、産業廃棄物の投棄については確認できなかった。

なお、既に採掘からかなりの時間が経過していたことから、採掘及び埋め戻しが行われた箇所の正確な位置及び範囲は把握できなかった。

エ 地域サービス課による土壌調査

上記ウの聞き取りから、新斎場建設候補地である富士山台において、土砂による埋め戻しが行われたことが明らかになったことから、地域サービス課（平成14年4月に市民生活課から改組）では、土壌の安全性が土地の造成費用の評価に影響することから、安全性の確認が必要であると判断し、当該候補地の土壌調査を実施することとした。

平成14年5月、当該候補地の北部、中央部及び南部の3か所において、5点混合方式による土壌調査を実施した（5点混合方式とは、直径約40mの円内の5地点において土壌を等量採取し、混合し1試料とした上で検査するものである）。

採取した土壌を検査したところ、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第7条第1項及び同条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号）第2条第1項に定める安全基準（以下「安全基準」という。）に規定された26項目の全てについて基準値を下回る結果となり、土壌の安全性が確認された。なお、遺構・遺物は確認されなかった。

オ 地域サービス課による環境影響評価（環境アセスメント）

地域サービス課（当時）は、平成15年7月から同16年8月にかけて、新斎場建設候補地である富士山台について環境影響評価（環境アセスメント）を実施した。

環境影響評価は、新斎場が環境に与える影響を予測し、評価等を行う「本調査」と、本調査を実施するためにおおむねの施設配置等を策定する「施設配置等策定」からなる。

(ア) 環境影響評価（施設配置等策定）

平成12年度に定めた「斎場再整備基本計画」に基づき設計諸元を検討し、本調査に係る施設配置や計画図書等を作成することを目的として実施した。

この施設配置等策定の一環として、平成15年8月から9月にかけて、当該候補地を含む周辺の地形・地質状況によって発生すると予想される地滑りや土砂崩れの防止対策を検討することを目的として、当該候補地の北部、中央部及び南部の3か所において、ボーリング調査を実施した。調査の結果は、その後の施設の設計等に活用された。なお、遺構・遺物は確認されなかった。

(イ) 環境影響評価（本調査）

新斎場の建設に際して当該候補地及びその周辺における環境保全上の見地から、環境に対する影響を事前に調査、解析、予測、評価することを目的として、面積約15haを対象として実施した。

調査は、斎場の建設により影響があると想定される環境要因を抽出し、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、動物、植物、景観、電波障害の計10項目を対象として実施した。

この本調査の一環として、平成16年6月、調査対象面積内の土壌汚染に関する影響を事前に予測し、評価することを目的として、当該候補地の北端付近及び南端付近の2か所において、前記の5点混合方式による土壌調査を新たに実施した。また、垂直方向の土壌を確認するため、上記(ア)のボーリング調査において採取した3か所のボーリングコアを用いて土壌調査を実施した。

採取した土壌を検査したところ、安全基準に規定された26項目の全てについて基準値を下回る結果となり、土壌の安全性が確認された。なお、新たに土壌を採取した箇所においても、遺構・遺物は確認されなかった。

カ 文化課による確認調査

(ア) 発掘に伴う通知及び県教育委員会からの勧告

平成18年4月21日、生活安心課（平成17年4月に地域サービス課から改組）斎場整備推進室は、法第94条第1項に基づき、富士山台遺跡において土木工事等のための発掘を実施したい旨の通知を、文化課経由で県教委へ送付した。

5月1日、文化課は、法第94条第4項に基づき、工事着工前に確認調査を実施する旨の県教委からの勧告を受理し、斎場整備推進室へ伝達した。

(イ) 確認調査の実施

6月20日、富士山台遺跡のうち約 19,800㎡を対象面積とする確認調査を開始。トレンチ（確認のために等間隔に掘削する溝）掘削の準備作業として、測量及び基準杭の設置を実施した。

6月26日、重機を用いてトレンチ掘削作業を開始した。トレンチは2m幅で20m間隔に設定した。

7月3日、臨時作業員5名により、トレンチの断面、床面の整形及び観察を開始した。

7月31日、確認調査を終了した。調査の結果は次のとおり。

- ・調査対象区のうち、露地〔荒蕪地（＝あれはてて雑草の茂った土地）の部分〕の表土直下は認定外道路を含め、すべて粘土・碎石による埋立土であったため、遺構・遺物は確認されなかった。
- ・調査対象区のうち、樹林地（山林の部分）の表土直下は関東ローム漸移層で、遺構が2箇所確認された。遺構1は被熱痕がある流紋岩1個と焼土であり、確認調査において記録保存を実施した。遺構2については古墳であるが、現状保存は不可能であることから、記録保存のため法第99条第1項に基づく本発掘調査を実施することとした。

(ウ) 確認調査に要した費用の支払

8月10日から9月6日にかけて、文化課は、確認調査に要した費用（1,722,652円）について、支払を行った（詳細は下表のとおり）。

No.	支払日	支出科目	内 容	金 額
1	8月10日	使用料及び賃借料	プレハブ小屋等の賃借 賃借期間：平成18年6月26日から 平成18年7月25日まで	63,945円
2	8月15日	賃金	7月分臨時職員賃金	351,460円
3	8月22日	使用料及び賃借料	重機等の賃借(オペレーター付) 賃借期間：平成18年6月26日から 平成18年7月31日まで	718,200円
4	9月6日	委託料	測量業務委託 委託期間：平成18年6月20日から 平成18年6月27日まで	589,047円
計				1,722,652円

キ 文化課による本発掘調査

(ア) 本発掘調査の実施

8月1日、本発掘調査を開始。臨時作業員5名により、排土作業、実測図面作成等を開始した。

8月25日、重機を用いた排土作業を開始した。

9月15日、本発掘調査を終了した。調査の結果、当該古墳は川原石を積み上げて作られた石室で、土器、装身具等の遺物が確認された。

(イ) 本発掘調査に要した費用の支払

9月15日から10月13日にかけて、文化課は、本発掘調査に要した費用（505,200円）について、支払を行った（詳細は下表のとおり）。

No.	支払日	支出科目	内 容	金 額
5	9月15日	賃金	8月分臨時職員賃金	321,790円
6	10月6日	使用料及び賃借料	プレハブ小屋等の賃借 賃借期間：平成18年8月1日から 平成18年8月31日まで	59,850円
7	10月13日	賃金	9月分臨時職員賃金	34,310円
8	10月13日	使用料及び賃借料	重機等の賃借(オペレーター付) 賃借期間：平成18年8月25日から 平成18年8月31日まで	89,250円
計				505,200円

なお、10月17日に消耗品費から2件の支払が行われている。これらは、埋蔵文化財発掘用の消耗品を購入した代金を支払ったものであるが、当該消耗品は、確認調査及び本発掘調査終了後に購入したものであり、富士山台遺跡の調査に直接用いられたものではない（詳細は下表のとおり）。

No.	支払日	支出科目	内 容	金 額
9	10月17日	消耗品費	ふるい 納品日：平成18年9月20日	4,200円
10	10月17日	消耗品費	スタッフほか 納品日：平成18年9月22日	15,000円
計				19,200円

2 監査対象部局の説明

(1) 確認調査の必要性

当該地において、地下が攪乱されているという聞き取りの結果と、わずかなボーリング調査や土壌調査の結果だけで、国民の共通の財産である埋蔵文化財の有無を直接確認せず、土木工事の施工を認めてしまうのは、文化財保護行政の趣旨に反する。

確認調査の実施については、県教委から法第94条第4項に基づき確認調査を行う旨の勧告がなされ、市教委はこの勧告に基づき確認調査を実施したものであるが、当該確認調査が必要であるとの判断は、次長通知及び県発掘基準に基づいてなされたものであり、必要不可欠な調査方法であった。

(2) 本発掘調査の必要性

確認調査の結果、未確認の古墳の存在が確認されたことは、法令を遵守した成果であった。また、当該古墳の取扱いについては、文化課と斎場整備推進室との協議の結果、現状保存することが不可能な状況であることから、記録保存を目的とした本発掘調査を実施したものであり、次長通知及び県発掘基準に基づいた措置である。

(3) 請求費用の事実誤認

請求されている 524,400円のうち 505,200円の公金支出は、確認調査に要した経費でなく、平成18年8月1日以降に実施した古墳の本発掘調査に要した経費であり、請求自体に事実誤認がある。

なお、平成18年10月17日に消耗品費から支出した 4,200円及び 15,000円については、調査終了後に購入したものであり、当該調査に直接使用された物品ではない。

3 監査委員の判断

(1) 確認調査の必要性

平成18年度に行われた富士山台遺跡発掘調査のうち、確認調査の必要性について検討する。

今回の富士山台遺跡に係る確認調査は、確認調査を行う旨の法第94条第4項による県教委からの勧告に基づき、実施されたものである。

当該確認調査は、露地と樹林地にまたがる形で実施されたが、このうち樹林地については、採掘業者による採掘及び埋め戻しが行われていないことは、前記確認調査の結果から明らかである。このことは、請求人の「樹林部分は、太い樹木が生えていた土地の部分で、5～6年で成長するような木ではなく、太い樹木が生えていた土地である。」との記載にも合致する。

請求人は、「遺跡が破壊されていることを知りながら、遺跡発掘調査を行ったのであるから、地方自治法の最小費用で最大の効果をあげることに違反している。」と主張しているが、当該樹林地は採掘及び埋め戻しによる破壊とは無関係であるから、少なくとも樹林地における確認調査については、このような主張は、理由のないものとする。

残りの露地については、すべて埋め戻されていたことが、前記確認調査の結果から明らかになったが、これは、採掘業者による採掘及び埋め戻しが行われたことを意味する。

この点について請求人は、「平成18年度に宇都宮市教育委員会が遺跡調査を行う以前に遺跡が破壊されていることが明白であり、宇都宮市は、遺跡が破壊されていることを知りながら、ボーリング調査からも明白になっているのに、表面をつくろうために、遺跡発掘調査をおこなったものである。また、本当に破壊されているかどうかとの疑う考えがあるならば、所々穴を掘り確認すれば、破壊されているかどうかの確認が出来、もっと少ない費用で遺跡がないことを確認できるものである。」と主張しているが、

ア 平成10年4月に文化課が実施した調査の実施箇所が、今回の確認調査の実施箇所と重複していないことは、請求人自らが事実証明書として請求書に添付した「富士山台遺跡試掘溝配置図」から明らかである。

イ 平成14年3月頃に市民生活課（当時）が実施した聞き取りは、新斎場の建設候補地に産業廃棄物が不法投棄されているとの通報があったことから、事実の確認のために実施したものであり、埋め戻しの事実を確認したものの、既に採掘からかなりの時間が経過していたことから、採掘及び埋め戻しが行われた箇所の正確な位置及び範囲は把握できなかった。また、このような聞き取りによって遺構や遺物が既に存在しないと断じることは、現地の状況の確認を求めた次長通知の趣旨に反するものと認められる。

ウ 平成14年5月に地域サービス課（平成14年4月に市民生活課から改組）が実施した土壌調査は、上記イの聞き取りにより埋め戻しの事実が明らかになったことから、新斎場建設候補地の土壌の安全性を確認することを目的として、3か所の土壌を採取して調査したものであり、調査の方法が遺跡の確認調査とは全く異なり、遺跡が破壊されていることを確認できるような面的な調査とはなっていないことから、これをもって確認調査に代えることはできないものと認められる。

なお、当該調査において土壌を採取した3か所のうち、1か所は上記アの文化課が実施した調査の実施箇所上に位置しており、今回の確認調査の実施箇所と重複していない。

エ 平成15年8月から9月にかけて地域サービス課（当時）が環境影響評価（施設配置等策定）の一環として実施したボーリング調査は、地滑りや土砂崩れの防止対策を検討することを目的として、3か所をボーリングしたものであり、調査の方法が遺跡の確認調査とは全く異なり、遺跡が破壊されていることを確認できるような面的な調査とはなっていないことから、これをもって確認調査に代えることはできないものと認められる。

なお、当該ボーリング調査を実施した3か所のうち、1か所は埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、今回の確認調査の実施箇所と重複していない。

オ 平成16年6月に地域サービス課（当時）が環境影響評価（本調査）の一環として実施した土壌調査は、土壌の安全性の確認を目的として、新たに2か所の土壌を採取するとともに、上記エのボーリング調査の際に採取したボーリングコアを用いて調査したものであり、調査の方法が遺跡の確認調査とは全く異なり、遺跡が破壊されていることを確認できるような面的な調査とはなっていないことから、これをもって

確認調査に代えることはできないものと認められる。

なお、当該調査において新たに土壌を採取した2か所のうち、1か所は埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、今回の確認調査の実施箇所と重複していない。

以上のことから、当該露地における確認調査以前に上記ア～オの各種調査等が行われていたとしても、文化財保護行政における現地確認の重要性にかんがみれば、当該確認調査を行う必要性が減じることは全くないことから、当該確認調査を実施したことには、合理的な必要性が認められ、請求人の前記の主張は、理由のないものと考えられる。

(2) 本発掘調査の必要性

次に、平成18年度に行われた富士山台遺跡発掘調査のうち、古墳の本発掘調査の必要性について検討する。

今回の富士山台遺跡に係る本発掘調査は、前記確認調査の結果、樹林地において新たに発見された古墳について、現状保存ができないとされたことから、記録保存のために実施されたものである。

これは、法第99条第1項、次長通知及び県発掘基準に基づく適切な措置であり、合理的な必要性があったと認められる。

また、当該本発掘調査の対象となった古墳は、上記(1)の樹林地における確認調査を実施した結果、新たに発見されたものであり、樹林地における確認調査の場合と同様に、当該樹林地は採掘及び埋め戻しによる破壊とは無関係であるから、請求人の「遺跡が破壊されていることを知りながら、遺跡発掘調査を行ったのであるから、地方自治法の最小費用で最大の効果をあげることに違反している。」との主張は、当該本発掘調査については、理由のないものと考えられる。

(3) 請求人が返還を求める費用の内容

請求人が返還を求める発掘調査に要した費用 524,400円の内容について検討する。

524,400円のうち、505,200円は、新たに発見された古墳の本発掘調査に要した費用であり、残りの19,200円は、埋蔵文化財発掘用消耗品の購入に要した費用である。

前者の505,200円については、上記(2)のとおり、当該本発掘調査を実施したことには合理的な必要性が認められ、かつ当該本発掘調査が行われた樹林地は、採掘及び埋め戻しによる破壊とは無関係である。

また、後者の19,200円については、確認調査及び本発掘調査終了後に購入したものであるから、当該調査に直接用いられたものではない。

よって、524,400円の支出について、違法性や不当性は認められない。

4 結論

以上、市教育長に対し、遺跡発掘調査に要した費用のうち524,400円の返還を勧告するよう求めるとの請求は理由がないものと判断し、本件を棄却する。

(以下、請求人から提出された請求書原文を掲載する。)

宇都宮市職員措置請求書 宇都宮市教育委員会教育長に関する措置請求の要旨

平成19年9月14日

宇都宮市監査委員あて

住所 (略)

氏名 (略)

職業 (略)

請求の趣旨

宇都宮市は、平成18年度に富士山台遺跡発掘調査を行った。

しかし、この場所は平成10から12年頃にかけて鹿沼土・赤玉土が取られて、遺跡が破壊されている。宇都宮市は平成14年度に地権者及び埋め戻し業者の聞き込み調査で確認している。

遺跡が破壊されていることを知りながら、遺跡発掘調査を行ったことは、地方自治法に定められている「最小の費用で最大の効果をあげるように努めなければならない」との規定に違反するものであり、違法であり、不当なことである。

宇都宮市教育委員会教育長に対してその費用の返還を求めるよう請求するものである。

請求の理由

遺跡が破壊されたことを示す証拠となる理由と資料

第1 平成10年、教育委員会が住民の訴えで、これから鹿沼土・赤玉土を取ろうとしている状況確認調査を行った。

教育委員会は、何の目的で何をしようとしているのか、その範囲は等、聞き込み調査を行ったはずである。このことを情報公開請求しても記録が無いとして、公開されなかった。が、当然聞いていなければならないものである。この時点で、既に地権者（平坦部分地権者全員）と業者は、赤玉土及び鹿沼土を取り、その後で埋め戻すことの契約を交わしている。これは私が地権者に聞いている。

その際の一部の写真（教育委員会撮影）を次に示す。

第2 私が、地権者からの聞き込んだ内容（平成19年7月頃）

A地権者は、「地権者代表〇〇氏と業者がきて、平坦部の地権者であなたを除く全員が鹿沼土・赤玉土を取り埋め戻すことに同意した。あなたの土地を残しての仕事面倒なので同意してくれ、仲間に合わせることを求められたので同意した。私は、境界を再現しておくことを条件に同意した。」とお話してくださった。

第3 平成14年、宇都宮市は地権者と埋め戻し業者への聞き込み調査を行った。

B生活部長が、荒川議員の質問に答えて、「埋め戻しに関しては、地権者及び業者に詳細

に聞き込んだが、個人情報に関する事なのでお答えできない」と、議会答弁をしている。この質疑応答は、平成15年であった。私がこの質疑応答の状況を傍聴した。教育長も議会、議事場に居たので、埋め戻されていることを知っていたものである。

荒川議員とB市民生活部長の質疑応答は添付書類を参照ください。

また、聞き込んだことの情報公開を求めると、非開示決定であったので、不服申立を行った。その際の審議報告書の中に、平成14年度に4名の職員が手分けして、地権者及び業者に聞き込み調査を行った。このことは、不服申立の審議回答書の中に書かれている。聞き込んだ内容については、情報提供者との信頼を損ない、今後の斎場建設に支障になるとして開示されなかった。

第4 宇都宮市は、何で埋められているかを確認する為に、ボーリング調査（平成15年）を行った。

ボーリングの調査結果の資料を添付します。市がボーリング調査を行ったかの理由は、埋め戻し範囲を聞き込み何が埋められているか、疑問を持った為に行ったことと考えられる。

この結果は、本来の土壌の状況をしめしていないのである。この富士山台の周囲の崖断面をみれば、表土の黒い土の下は、赤玉土で次に鹿沼土が出てきます。しかし、ボーリングの調査では、表土の黒い土の下は、灰色のシルト（私は汚泥判断）と思われるものが出ており、シルトはこの土地からは出るものでない。これらのものは人為的に埋め戻された時に持ち込まれているものであり、遺跡が破壊されていることをしめすものである。

下の写真は、私が周囲の断崖写真を取りました。これからもシルト層は出てこない。

更に、国土庁地局国土調査土地分類図栃木県を見ると、この富士山台の平坦部の地質は、厚層黒ボク土壌と書かれていて、シルト層をもたないものである。

第5 富士山台に住んでいる住民から聞き込んだこと（平成19年7月頃）

C氏からお聞きしたこと、「埋め戻しの状況を見に行ったことがある。広い場所が埋め戻されて、長靴で行かないと入れなかった。駄目で、臭くて大変だった」と話してくれた。

第6 平成18年度教育委員会が行った遺跡発掘調査において、樹林部分を除き、埋め戻されていると報告されている。樹林部分は、太い樹木が生えていた土地の部分で、5～6年で成長するような木ではなく、太い樹木が生えていた土地である。

遺跡発掘調査では、樹林地を除いて、全て、埋め戻されていて遺跡は当然なく、破壊されていると報告されている。

以上から、平成18年度に宇都宮市教育委員会が遺跡調査を行う以前に遺跡が破壊されていることが明白であり、宇都宮市は、遺跡が破壊されていることを知りながら、ボーリング調査からも明白になっているのに、表面をつくろうために、遺跡発掘調査をおこなったものである。

また、本当に破壊されているかどうかの疑う考えがあるならば、所々穴を掘り確認すれば、破壊されているかどうかの確認が出来、もっと少ない費用で遺跡がないことを確認できるものである。

このように最小の費用で納める努力をしていないのは、地方自治法に定められている「最小の費用で最大の効果をあげるように努めなければならない」との規定に違反するものである。

以上の理由から、宇都宮市は、遺跡が破壊されていることを知りながら、遺跡発掘調査を行ったのであるから、地方自治法の最小費用で最大の効果をあげることに違反している。

この調査費用の全額は2,247,052円であるが、一年以上経過した費用を除くと524,400円であるので524,400円の全額を宇都宮市教育委員会教育長から返還するよう勧告をしてくださることをお願いするものである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

添付資料（略）